

改正

平成17年 6 月28日訓令第 4 号

只見町総合災害補償規程

この規程は全国町村会総合賠償補償保険に加入するに伴い、町が設置する学校の管理下にある者又は主催する社会体育活動、社会文化活動、社会福祉活動、社会奉仕活動その他町村が主催する活動及び行事等に参加中の者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害を生じた場合又は傷害により入通院した場合の補償について定める。

(補償する対象)

第 1 条 町は自己が設置する学校の管理下にある者又は、自己が主催する社会体育活動、社会文化活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、その他の活動に参加中の者が急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」という。）に起因して身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害（身体の一部を失い又はその機能に重大な障害を永久に残した状態をいう。以下同様とする。）を生じた場合又は入通院した場合、当該参加者又はその者の相続人（以下「被災者」という。）に対し、この規程に従い補償を行う。

2 前項の傷害には、身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然、かつ、一時に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除く。）を含む。ただし、細菌性中毒は含まない。

(補償金額と補償基準)

第 2 条 町は、別表の給付表に定める給付額を、補償金として被災者に支払うものとする。ただし、学校管理下にある児童・生徒については入通院補償給付金は対象とならない。

(補償金を支払わない場合)

第 3 条 町は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由により、被災者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害を生じた場合又は入通院した場合においては補償金を支払わないものとする。

(1) 被災者の故意

(2) この規程に基づき、死亡給付金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額についてはこの限りではない。

(3) 被災者の自殺行為又は犯罪行為

- (4) 被災者の脳疾患、疾病又は心神喪失
- (5) 被災者の妊娠、出産又は流産
- (6) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的事故による場合にはこの限りではない。
- (7) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変若しくは暴動又はこれらに随伴して生じた事故
- (8) 地震、噴火、若しくは津波又はこれらに随伴して生じた事故
- (9) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同様とする。）若しくは核燃料によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他有毒な特性若しくはこれらの特性による事故又はこれらに随伴して生じた事故
- (10) 前号以外の放射線照射又は放射能汚染
- (11) スポーツを職業又は職務とする者が職業上又は職務上行うスポーツ活動中に被った事故（この規程の適用除外）

第4条 この規程は下記各号の者には適用しない。

- (1) 町の業務に従事中の町の使用人（町が町の公務遂行のため委嘱した者で公務災害補償又はこれに準ずる補償を受ける者を含む。）
- (2) 運動競技を行うことを目的として組織されたアマチュア・スポーツ団体で高等学校、高等専門学校又は大学（短期大学を含む。）の学生又は生徒、官公署、会社等の社会人により構成された体育部、競技部、運動クラブ等の団体管理下のスポーツ活動に参加中の当該団体の構成員
（準用規定）

第5条 この規程にない事項については、「全国町村会賠償責任保険契約及び災害補償保険契約特約書」、「災害補償保険普通保険約款」、「スポーツ災害補償特約条項」、「学校管理下災害補償特約条項」、「施設災害補償特約条項」及び「入院医療補償保険金及び通院医療補償保険金の支払に関する特約条項」の規定を準用する。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行し平成14年6月1日から適用する。
- 2 住民スポーツ災害補償規程（昭和51年只見町訓令第8号）は、廃止する。

附 則（平成17年6月28日訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行し平成17年6月1日から適用する。

別表（第2条関係）

区分	給付額（最高）	
死亡給付金	500万円	
後遺障害給付金	災害補償保険普通保険約款の定めにより 500万円～15万円	
医療補償給付金	入院日数 20,000円 1日以上5日まで	通院日数 5,000円 1日以上5日まで
	入院日数 60,000円 6日以上15日まで	通院日数 20,000円 6日以上15日まで
	入院日数 120,000円 16日以上30日まで	通院日数 60,000円 16日以上30日まで
	入院日数 180,000円 31日以上60日まで	通院日数 90,000円 31日以上60日まで
	入院日数 240,000円 61日以上90日まで	通院日数 120,000円 61日以上
	入院日数 300,000円 91日以上	